

# 飯塚市IT導入等応援補助金交付要綱

令和2年6月4日

飯塚市告示第200号

改正 R3-50、R3-242

(趣旨)

第1条 この告示は、生産性の向上や業務転換等に積極的に取り組む事業者を支援することを目的として飯塚市IT導入等応援補助金(以下「IT導入等応援補助金」という。)を予算の範囲内で交付することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 IT導入等応援補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 飯塚市内に事業所を有する者であること。
- (2) 申請時において、別表に掲げる国又は福岡県(以下「国等」という。)の補助事業(以下「対象事業」という。)に係る補助金の交付決定を受けた事業者であること。

(R3-50一改、R3-242一改)

(IT導入等応援補助金の額)

第3条 IT導入等応援補助金の額は、申請時において対象事業につき国等から交付決定を受けた補助金の額を当該対象事業に係る補助率で割り戻して得た額(以下この条において「対象経費」という。)から当該補助金の額を除いて得た額に2分の1(対象事業の実施に当たり学生を雇用する場合にあっては、3分の2)を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を上限とする。この場合において、対象事業に係る寄附金その他の収入があるときは、対象経費から当該収入を控除するものとする。

(IT導入等応援補助金の申請)

第4条 IT導入等応援補助金の交付を受けようとする者は、飯塚市IT導入等応援補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象事業に係る補助金の交付申請に当たって国等に提出した書類並びに当該補助金に係る交付決定通知書の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(IT導入等応援補助金の交付決定等)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認め

たときは、飯塚市IT導入等応援補助金交付決定通知書により、当該申請をした者に交付の決定について通知する。

(補助事業の変更)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業変更等承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、対象事業に係る国等の交付額が確定してから30日以内に飯塚市IT導入等応援補助金実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 対象事業に係る補助金の実績報告に当たって国等に提出した書類

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(R3-242一改)

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、IT導入等応援補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、令和2年6月1日から適用する。

附 則(令和3年3月2日 告示第50号)

この告示は、告示の日から施行する。この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和3年7月30日 告示第242号)

この告示は、告示の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表(第2条関係)

国等の補助事業の名称
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金
小規模事業者持続的発展支援事業(持続化補助金)
サービス生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金)
福岡県新型コロナウイルス感染症緊急対策中小企業経営革新実行支援補助金